

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		地縁認可団体の規約変更の認可		
根拠法令及び条項		地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 3 第 2 項		
所 管 部 課 名		環境文化部　くらし人権課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基　　準	変更内容により個別に判断するものとする。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数　15～20 日程度（注：休日は含まない。）		
	内　　訳	経由機関　　　　　日（機関名　　　　　） 協議機関　　　　　日（機関名　　　　　） 処分機関　15～20 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備　　考				